



椿

# 松風だより

編集発行人  
税理士法人  
**松尾会計**  
税理士 松尾きくゑ  
税理士 村田正和  
税理士 松尾優子  
〒525-0028  
草津市上笠4-33-13  
TEL 077(565)3238  
FAX 077(562)3287  
<https://www.kaikei-home.com/matsuo/>

## 12月 (師走) DECEMBER

日	14	28
月	1	29
火	2	30
水	3	31
木	4	
金	5	
土	6	
日	7	
月	8	
火	9	
水	10	
木	11	
金	12	
土	13	

## 12月の税務と労務

- |   |   |
|---|---|
| <b>国 税</b> 給与所得者の年末調整<br>今年最後の給与を支払う時   | <b>国 税</b> 10月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等)1月5日         |
| <b>国 税</b> 給与所得者の次の申告書の提出<br>・基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書<br>・保険料控除申告書<br>・住宅借入金等特別控除申告書<br>今年最後の給与を支払う前日 | <b>国 税</b> 4月決算法人の中間申告<br>1月5日                    |
| <b>国 税</b> 11月分源泉所得税の納付<br>12月10日   | <b>国 税</b> 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告 (年3回の場合)<br>1月5日 |
|   | <b>地方税</b> 固定資産税 (都市計画税) 第3期分の納付<br>市町村の条例で定める日   |
|   | <b>労 務</b> 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届<br>支払後5日以内        |

### ワンポイント G ビズ ID

補助金申請や社会保険手続、各種認可申請など、対応した手続に1つのID・パスワードでログインできる事業者向け共通認証システム。今後、法人についてGビズIDを用いてe-Taxにログインすることが可能となる予定です。なお、この場合には電子署名や電子証明書の送信不要で手軽に利用できるようになります。

## 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化に係る措置

所得税は原則として最高45%の累進課税方式が採用されていますが、株式や不動産などの譲渡に係る所得については分離課税として15%の所得税が課税されます。税負担の公平性を確保する観点から、おおむね平均的な水準として30億円を超える高い所得を対象として、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が令和5年度税制改正で導入されました。

この措置は令和7年分の所得から適用されるもので、①通常の所得税額と、②合計所得金額から特別控除額(3.3億円)を控除した金額に22.5%を乗じた額を比較し、②の金額が①の税額を超える場合に、その超える額を申告納税するというものです(算式参照)。

このとき②の合計所得金額は、総所得金額及び株式や土地・建物の譲渡といった分

**算式**

①通常の所得税額  
②(合計所得金額-3.3億円)×22.5%  
➡②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税

離課税の各種所得金額を合計したものをいいます。退職所得も含めて判定することも注意点です。なお、確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含みます。ただし、スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外になります。また、その年分の所得税について適用する特別控除額を適用した後の金額になります。

この制度の適用の有無と税額の計算については、「特定の基準所得金額の課税の特例に関する適用判定表 兼 税額計算書」を用います。なお、予定納税の減額申請手続きをする場合にも同じ計算書を使用しますが、申告納税見積額の計算では退職所得金額は含まないこととされています。

## 12月の税務ピックアップ

### 固定資産税の納税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産などの固定資産を所有している人にかかる市町村税です。

固定資産税を納める時期は、自治体によって異なりますが、東京都23区の場合は、6月・9月・12月・2月の年4回です。口座振替、スマートフォン決済アプリやクレジットカードなどのキャッシュレス納税をすることができる自治体も多くあるようです。

固定資産税は1月1日現在、固定資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されています。したがって、仮に1月2日以後に所有権の移転が行われても、納税義務者は変更されません。不動産の売買などの際に固定資産税を日割りなどで精算することがありますが、これは法律上規定されているものではなく、あくまでも売買などの当事者間の合意により行われるものです。

### 豪華社宅とは

役員に社宅を貸与する場合は、賃料相当額を受け取つていれば、給与として課税されません。賃料相当額は、その社宅の床面積により小規模な住宅とそれ以外の住宅に分け、一定の計算式で計算します。ただし、その社宅が社会通念上一般に貸与されている社宅と認められない、いわゆる「豪華社宅」の場合、通常支払うべき使用料に相当する

額が賃料相当額になります。豪華社宅か否かは、床面積が240㎡を超えるもののうち、取得価額や支払賃料の額、内外装の状況など各種の要素を総合的に勘案して判定します。床面積が240㎡以下であっても、一般的な賃貸住宅などには設置されていないプールなどの設備や、役員個人の嗜好を著しく反映した設備などがあるものについては、いわゆる豪華社宅に該当することになります。

# 令和7年分 年末調整の ポイント



今年も年末調整の時期が近づいてきました。今年は、所得税の基礎控除や給与所得控除に関する見直し、特定親族特別控除の創設が行われています。扶養親族等の所得要件の改正や、令和8年1月以後の源泉徴収事務に変更がありますので、注意したいポイントを確認します。

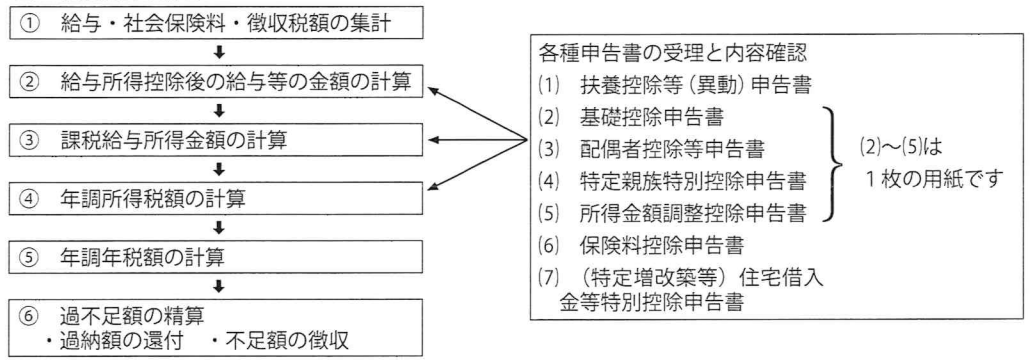
**年末調整の流れ**  
年末調整の基本的な流れを次頁図に示します。  
まず、社員に対して令和7年中に毎月支払った給与や賞与（以下「給与等」と）と、天引きし

た社会保険料や源泉徴収税額を集計します。  
給与所得控除後の給与等の金額を計算した後、社員から提出された各種申告書の内容を基に、所得控除の額（下表1参照）と課税所得金額を計算します。課税所得金額に所得税率を乗じて年調所得税額を算出し、さらに年調所得税額に102.1%を乗じて年調年税額を計算します。  
年調年税額と1年間の源泉徴収税額を比較し、過不足額の精算を行います。

## 基礎控除・給与所得控除の見直し

基礎控除は従来、合計所得金額が240万円以下の場合一律で48万円、240万円超250万円以下の場合段階的に控除額が減少し、250万円超の場合適用がありませんでした。これが次頁表2のとおり、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。なお、非居住者は控除額が異なりますので、ご注意ください。基礎控除の改正に伴い、扶養

図 年末調整の流れ



親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一にする子・配偶者特別控除の対象となる配偶者・勤労学生の所得要件も改正されていますので、ご注意ください。  
給与所得控除については、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。今回の年末調整では、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて計算を進めることとなります。

## 特定親族特別控除の創設

令和7年度の税制改正で、居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円（下表3参照）を控除する特定親族特別控除が創設されました。  
特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。ただしこの場合の親族は、里子を含み、配偶者や青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従

表1 所得控除の種類と年末調整の可否

所得控除	可否	控除額
社会保険料控除	○	支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除	○	掛金の合計額
生命保険料控除	○	① 一般：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ② 個人年金：旧契約は最高5万円、新契約は最高4万円 ③ 介護医療：最高4万円 合計で最高12万円 ※①と②について、旧契約と新契約の両方がある場合の控除額は、最高4万円ですが、旧契約分のみで計算した場合の控除額の方が大きい場合は、旧契約分のみで適用（最高5万円）を受けることができます。
地震保険料控除	○	地震：最高5万円 旧長期損害：最高1万5千円 合計で最高5万円
寡婦控除	○	27万円
ひとり親控除	○	35万円
勤労学生控除	○	27万円
障害者控除	○	障害者1人につき27万円 特別障害者1人につき40万円 同居特別障害者の場合は75万円
配偶者控除	○	一般の控除対象配偶者：最高38万円 老人控除対象配偶者：最高48万円
配偶者特別控除	○	最高38万円
扶養控除	○	(1) 一般の控除対象扶養親族 38万円 (H22.1.1以前生まれで、下記(2)、(3)に該当しない人) (2) 特定扶養親族 63万円 (H15.1.2～H19.1.1生まれ) (3) 老人扶養親族 同居老親等以外：48万円 同居老親等：58万円
特定親族特別控除	○	最高63万円（表3参照）
基礎控除	○	最高95万円（表2参照）
雑損控除/医療費控除	×	-
寄附金控除	×	注）ふるさと納税の場合、ワンストップ特例制度 有

表2 令和7・8年分の基礎控除額

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円
132万円超 336万円以下	88万円
336万円超 489万円以下	68万円
489万円超 655万円以下	63万円
655万円超 2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円（適用なし）

注）1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人は、年末調整の対象ではありません。

## 令和8年1月以後の事務

令和7年分までの扶養控除等を記載することになっていました。特定親族特別控除の創設に伴い、令和8年分以後の扶養控除等申告書には、源泉控除対象親族を記載することとされました。源泉控除対象親族とは、

表3 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

控除対象扶養親族、又は、②居住者と生計を一にする親族のうち年齢が19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人、のいずれかに該当する人をいいます。扶養親族の数は、源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の数を基に算定します。  
また、源泉徴収税額表が改正されましたので、令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、令和8年分源泉徴収税額表を使用して、源泉徴収税額を求めます。